

## 令和4年第8回土佐町農業委員会

- 1.開催日時 令和4年11月28日 午前9時00分～午前9時50分
- 2.開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール
- 3.出席委員 (11名)
  - 1 式地数一・2 秦泉寺博隆・4 宮元務・5 窪内一雄・7 西村園
  - 9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・13 澤田順一・
- 4.欠席委員 3 藤尾建・6 仁井田亮一郎・8 和田勇・12 西村美佐江・14 川村耕貴(5名)
- 5.職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂
- 6.議事日程

### 議案審議

- 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第3号議案 非農地証明について
- 第4号議案 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について

### その他

## 7.会議の次第

事務局長:おはようございます。開会の前に議案の訂正をお願いします。議案書2枚目、中段第3号議案を、第4号議案に訂正します。また、前回の総会でタブレットを配布すると説明しましたが、準備が間に合わず、配布を延期します。以上です。では、開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は藤尾委員・仁井田委員・和田委員・西村美佐江委員・川村委員の5名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後中央に立てているマイクまで行っていただいて、発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和4年第8回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。2番秦泉寺博隆委員、4番宮元務委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長:続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局長:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。

### 【申請内容の説明】

会長:窪内委員から補足説明はありますか。

細川委員:ありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局長:第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は1件あります。この案件

は第4回、第5回総会で審議し、許可相当としましたが、申請内容に大きな変更がありましたので、今回再審議とする案件です。

【申請内容の説明】

会長：この件について他に意見はありませんか。

ないようでしたら採決を行います。本件の農地法5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会としては許可相当であると県に進達します。つづいて第3号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：事務局：第3号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は6件の申請がありました。

1件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長：窪内委員より補足説明はありませんか。

窪内委員：補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：2件目以降はすべて、以前農業振興地域からの除外申請があった分で、11月18日に除外手続きが終了したものです。2件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長：窪内委員より補足説明はありませんか。

窪内委員：補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて3件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：3件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長：細川委員より補足説明はありませんか。

細川委員：補足説明は、ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて4件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：4件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:近藤委員より補足説明はありませんか。

近藤委員:補足説明は、ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 5 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:5 件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 6 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:6件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第4号議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地位区域変更協議について事務局の説明を求めます。

事務局:第4号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は大規模な山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で 1 筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るための位置づけのため、指定したままでは転用や非農地証明ができないため、転用申請をするまえにまずは農振農用地の除外から進めなければなりません。今回は個別の除外申請 11 件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局:1件目について説明します。

(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。4 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。4 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。5 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。5 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。6 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。6 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。7 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。7 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。8 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。8 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。9 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。9 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。10 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。10 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。11 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。11 件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他、農地法第3条の第1項の届出について報告してください。

事務局:農地法第3条の3第 1 項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。

(事務局より内容説明)

会長:この件について、質問はありませんか。なければ、つづけて農地法第18条第 6 項の通知について報告をお願いします。

事務局:農地法第18条第6項の通知がありましたので、報告します。この通知は、農地の賃貸借を合意解約する場合に農業委員会に、連名により提出される通知書です。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定をした農地について、貸人、借人の間で解約の合意が整い、農業委員会へ通知があったものです。今回は 1 件の通知がありました。

(通知内容説明)

会長:この件について、質問はありませんか。ないようでしたら、活動記録簿の記載について、事務局よりお願いします。

事務局:活動記録簿の提出ありがとうございました。皆さんの記録を確認する中で再度確認しておきたいことがありましたので、お伝えします。資料をご覧ください。月 6 日、と何度もお願いしているのは資料の最後から 2 枚目の中の線で囲まれた中、最適化活動だけを数えます。なので、本日のように総会に出席したものは1番に該当しますので、最適化活動にはカウントできません。この表すべてが農業委員の業務内容ではありますが、カウントできるのは線で囲んでいる中だけです。一枚戻ってください。自分の農業作業の記録や地域の方の作業記録を書いている方がいましたが、それは最適化活動ではありません。集落活動センターや道づくりなどの作業もカウントできません。地域がさびれたというもカウントしようがありません。次に農業委員の活動だけれど、最適化活動ではないものは、先にも言いましたが、総会や他の会への出席はカウントできません。ただし、そのついでに事務局と誰かの農地について具体的な相談をしたもの、情報共有をしたものはカウントできますが、その内容について記録をする必要があります。また事務局と現地確認にさせていただくことが度々ありますが、それはそのままではカウントできません。そのついでに周りの農地の状況、異常がないことを確認した、という記載が必要です。農作業報告はどうにもなりません。立ち話のついでにあと何年耕作していけるのか、何年で耕作できなくなるのか、というのを聞き取りすることで意向把握になりますが、その場合、相手の名前とセットで書いてもらわないといけません。資料の最後につけていますが、ここに書かれていることはそのまま最適化活動に計上できますので、そのまま活用をしてください。この資料については配布している、オレンジの記録簿の9.10 ページをコピーしたものですので、記録簿をつける際は確認をお願いします。

会長:この件について何か質問はありますか。

西村園委員:1日の内に4回記録するような活動をした場合、計上される活動回数は4回ですか、1回ですか。

事務局:活動記録は日数で計上しますので、1日にいろんな活動をして、8時間しても、10分であっても1回、と計上します。

窪内委員:事務局と申請内容について現地確認をする場合に、周辺の農地の状況を確認した場合はどうですか。

事務局：事務局と申請内容について現地確認する場合は、最適化活動ではありません。その際は、事務局と申請内容について現地確認の際に、〇〇地区の農地について異常がないことを確認した、と記載していただく必要があります。そして、番号は1ではなく、3-1-1で書いてください。1-②は農業委員の3条申請などの時に行う現地確認が該当するのですが、最適化活動ではありませんので記載の仕方もご注意ください。

会長：そのほかにありますか。ないようですので、次回について事務局よりお願いします。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は12月28日、水曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。以上です。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第8回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会 会長

式地 数一

議事録署名委員

宮元 裕

議事録署名委員

秦泉寺 博隆